

「公費負担医」 療と医療保険

七十才以上のお年寄りや六十五才以上のねたきり老人、重度心身障害者と特定の乳児などの医療費は、国や県の施策によって現在では、患者の負担なしで治療できます。しかし、患者負担がないといっても、お医者さんには治療費は全額支払われています。これは、国保や健保が医療費の七割を支払い、そのうえ高額療養費支給制度があるところから残りの三割の自己負担分に相当する額は一カ月三万九千円に限定されこの額が患者にかわって公費で負担するしくみです。医療費がただだからといってむやみにお医者さんをわたりあるいて検査や注射を度重ねたり、無駄な薬をたくさんもらったのんだりするとかえって健康を損なうこともあり、また、その費用は国保や健保などの保険料(税)にはねかえることになり自分達の負担がますます多くなるのでお互いに心がけましょう。



8月4日午後6時より東部老人クラブ ゲートボール練習風景
指導 中央老人クラブ会長 宮崎三郎氏

本町の昭和五十三年度の国保老人医療費は一人当たり平均で年間約二十八万円で、お年寄り以外の人々の四・二倍にあたり国保全体の費用の約四十分の一となり

第14景

新版 景十八置日

「新條里制」一圃場整備は進む



機械による稲刈り

今まで不規則であったふるりの農地は近代的耕地整理という圃場整備事業が進められ、整然とした田園風景が日置の里に開花しつつある。これは日置町の世紀的大事業で後世の歴史は大いに讃美することであろう。

日本ではこれまで幾度か土地区画制の改正が行われている。古くは大化改新の頃(大化元年は六四五年)土地人民の豪族による私有を廃止し公地公民制(班田収授の法実施)の徹底を図る為に施行された條里制がある。この田制は現代の圃場整備事業とは目的や面積も違っているが、農地の基盤を基盤の目的のように整然と区画された状態にする点に於ては相通するの

圃場整備事業は現在我が国の農村全域で進められているが、本町では昭和四十五年から他町村にさきがけて実施し、第一、第二期と順調に進行し、農村の生活環境は

改善され効率的な複合経営が展開されている。明治末期に生まれ大正初期に育った筆者には想像も及ばない変化であり実に革新的な米作りであることに驚歎する。これに伴い農村風景が近代的に変容することは当然のことであろう。

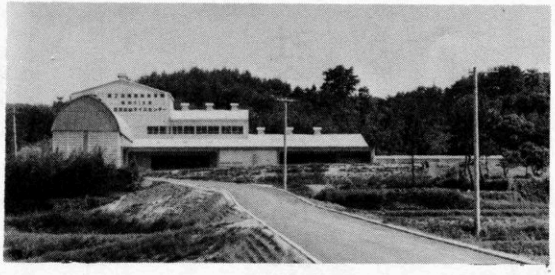
思うに不規則な農地の発生は長い歴史の中に農民の一鍬一汗をもって築きあげられた人間が大地にいどんだ彫刻であり、絵画であった。また農民が土地にしがみついた爪跡でもあったのだ。

農家の三男坊として農耕作業を手伝いながら少年時代を育ち、農村の不景気のどん底時代に学窓五年を、米づくり專業の親のスネをかじり昭和六年戦時態制下に教職に就き農村子弟の教育を通じて農村の人情に接し、素朴な風景や純情な親達の労苦に堪え抜いた温かみは身にしみて忘れられない。

「農村は神がつくり都会は人がつく」といった言葉の意味が今にして漸く理解できる。

圃場整備は米づくりの総てを機械化し効率化して不條里は許されない。新しい農村風景は時流に乗り次々と展開されて行く。千畳敷(その他の高地)から見下す一望の條里区画縦横に通ずる農道や用排水路などの諸相、耕耘や田植、取入れ等労作の機械化、ライスセンターや育苗センター、農村環境改善センター等々の諸施設は完璧して誠に至れり尽せりの感あり。

ふるり置は圃場整備事業を中軸に、政治・経済・文化・観光など諸方面に世紀的の転換と発展が見られ未来への夢は大きくふくら



ライスセンター

む。唯、願くは近代機械文明に眩惑されて、幾百年間の先人の苦難

と天地・自然の恩恵を忘却することのなきよう、祈るものである。

※条里制……日本の古代に行われた土地の区画制度で三六〇歩(一歩は六尺)間隔で東西南北に土地を基盤の目的ように区画し、そこにできた三六〇歩四方の一区画を一里と呼ぶこの「里」が带状に連つたものが「条」である。一里はさらに六〇歩四方の区画に三六等分され、これを一町歩という。この制度は大化前代に屯倉(皇室直轄領)などの地に一部行われ、律令時代にはほぼ全国的に施行されたらしい。

羽仁記

○つつがなく青田整いとむ里
○井然と青一望や夏祭
吉村一泉